

成田市国民保護計画(素案)

パブリックコメントを募集します

市では、平成16年9月に施行された「国民保護法」の規定により、武力攻撃災害などにおける住民の避難や救援などの措置を定める「成田市国民保護計画」を本年度中に策定します。今回、その素案がまとまりましたので、市民の皆さんへ公表し、ご意見(パブリックコメント)を募集します。

●素案の閲覧場所 Ⅱ 防災対策課ホームページ(下記)、防災対策課(市役所4階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所

生活環境課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター

●意見の募集期間 Ⅱ 10月16日(月)～11月15日(水)

●応募資格 Ⅱ 市内に在住・在勤・在学の人、市内に事業所などを持っている人

●意見の提出方法

① Eメール(下記アドレスへ)

② 防災対策課ホームページ(下記)内の応募フォームで

③ FAX(20・16877へ)

④ 郵送(〒286・8585 花崎町760

成田市役所防災対策課へ)

⑤ 窓口にて(市役所4階防災対策課、下総・大栄支所生活環境課へ)

*「意見提出」の用紙は、ホームページや素案の閲覧場所に用意してあります。郵送を希望する場合は、防災対策課へ請求してください

●意見の取り扱い Ⅱ 提出いただいたご意見は、単に賛否の結論を示したもののや趣旨の不明確なものを除き、成田市国民保護協議会に報告し、計画の策定に活用します。なお、協議会に報告した意見については、ホームページなどにより公表しません

「成田市国民保護計画(素案)」の概要

「国民保護計画」とは、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国・県・市町村などが連携し、住民の避難や救援などを行うため、あらかじめ定めておくものです。その概要は次のとおりです。

- 武力攻撃事態および予測事態への備えと対処
 - 平素からの備え
 - ・組織および体制の整備
 - ・避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
 - ・物資および資材の備蓄 ・医療救護体制の整備
 - ・災害時要援護者の支援体制の整備
 - ・国民保護に関する理解の促進
 - 武力攻撃事態および予測事態への対処
 - ・初動連絡体制の迅速な確立および初動措置
 - ・市国民保護対策本部の設置 ・関係機関相互の連携
 - ・警報の伝達、避難住民の誘導
 - ・救援 ・安否情報の収集提供 ・武力攻撃災害の対処
 - ・被災情報の収集および報告
 - ・保健衛生の確保、その他措置
 - ・国民生活の安定に関する措置
 - ・特殊標章などの交付および管理
- 緊急対処事態への備えと対処
- 復旧など
 - ・応急の復旧 ・武力攻撃災害の復旧
 - ・国民保護措置などに要した費用の支弁

【国民保護法とは】

国民保護法は、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃などから国民の生命、身体および財産を保護し、国民生活に与える影響を最小限とするための、国・地方公共団体などの責務や避難・救援・武力攻撃への対処について具体的な措置を定めたものです。

※くわしくは防災対策課(☎20-1523)へ。